

公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する要綱

制 定 平成17年4月1日

最近改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第42条に基づき、外部研究費及び内部研究費を適正に取扱うための学内手続について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規程の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「基礎研究費」とは、教員の基礎的な研究活動のための内部研究費をいい、定額基礎分及び付加交付分からなる。
- (2) 「学長裁量事業費」とは、学長のリーダーシップの下、本学の強みとなる研究分野や若手研究者等への支援を目的とした内部研究費をいい、戦略的研究推進事業費及び学術的研究推進費からなる。

(外部研究費に係る手続)

第3条 外部研究費の受入れ及び報告等に係る手続については、研究推進部で行うものとする。

2 規程第2条第4号の共同研究Ⅰの公募については、別に定める。

3 前項の公募に民間機関等からの申込があった場合については、研究・産学連携推進センターで審査の上、受入れの可否を決定する。

(内部研究費に係る手続)

第4条 内部研究費の申請及び配分等に係る手続については、研究推進部で行うものとする。

2 規程第32条第1号に定めるもののほか、年度途中で採用又は復職した教員の基礎研究費については、定額基礎分に採用月又は復職月から当該年度末までの月数を乗じた額を配分する。

3 規程第36条第1項に定めるもののほか、年度途中で退職又は休職した教員は、退職時点又は休職時点の基礎研究費の残額を理事長に返還しなければならない。

4 学長裁量事業費の取扱いについては、別に定める。

(研究費執行マニュアル)

第5条 規程第30条第1項及び規程第39条第1項の研究費執行マニュアルについては、公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程第10条に定める公立大学法人横浜市立大学研究不正防止計画推進委員会の義を経て定めるものとする。

(物品・役務等の調達手続)

第6条 教員は、外部研究費又は内部研究費による研究の遂行上必要な物品・役務等の調達を行う場合には、事前に調達・発注決定書を研究費担当課に提出し、公立大学

法人横浜市立大学事務決裁規程に基づき所要の決裁を得なければならない。ただし、緊急に必要な物品・役務等で契約金額が50万円未満のものについては、事後に決裁を得ることができるものとする。

2 前項の調達手続については、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）に基づき行うものとする。ただし、同規程第41条のただし書きに定める場合において、50万円未満のものについては、原則として1人以上の者から見積書を徴取するものとする。

3 第1項の調達手続は、外部研究費の納付後又は内部研究費の配分後でなければ行うことができない。ただし、外部研究費による研究の遂行上、緊急に必要なときは、規程第5条第2項、規程第13条第2項又は規程第25条第2項の規定を準用する。この場合において、「研究を開始する」とあるのは「調達を行う」と読み替えるものとする。

（検査・検収）

第7条 教員は、物品・役務等の調達が完了したときは、契約事務取扱規程、公立大学法人横浜市立大学給付完了審査事務取扱要綱及び研究費執行マニュアル等に基づき、調達した物品・役務等の数量・性能等の履行確認（以下「検査」という。）及び調達事実の確認（以下「検収」という。）を実施しなければならない。

2 教員は、前項の検査及び検収が終了したときは、支出決定依頼書兼支出調書の所定欄にその旨を明記しなければならない。

（債務確定日）

第8条 外部研究費又は内部研究費で調達した物品・役務等の債務は、前条第1項の検収の実施日をもって確定するものとする。

（支出手続）

第9条 教員は、第7条第1項の検査及び検収を実施したときは、納品書その他の関係書類を添えて、速やかに支出決定依頼書兼支出調書を研究費担当課に提出しなければならない。

（立替払）

第10条 第6条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に定める額の物品・役務等の調達のうち10万円未満のものについては、見積書を徴取せず教員が直接代金の支払（以下「立替払」という。）を行い、調達・発注決定書の決裁を省略することができる。この場合において、教員は、立替払後7日以内に領収書その他の関係書類を添えて、支出決定依頼書兼支出調書を研究費担当課に提出しなければならない。

（建物又は設備等の改修）

第11条 教員は、外部研究費又は内部研究費による研究の遂行上、建物又は設備等を改修する必要がある場合は、あらかじめ研究費担当課を通じて施設担当課にその旨を申出なければならない。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- (その他)
- 2 第2条第2項に定める共同研究Ⅰの公募については、当面これを行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- (その他)
- 2 第2条第2項に定める共同研究Ⅰの公募については、当面これを行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- (その他)
- 2 第2条第2項に定める共同研究Ⅰの公募については、当面これを行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- (その他)
- 2 第2条第2項に定める共同研究Ⅰの公募については、当面これを行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- (その他)
- 2 第2条第2項に定める共同研究Ⅰの公募については、当面これを行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- (その他)
- 2 規程第2条第4号の共同研究Ⅰの公募については、当面これを行わず、第3条第2項の規定は、当分の間、適用しない。